

規格と許容値概要

【特定小電力機器 医療用テレメ - タ 証明規則第 2 条第 1 項第 8 号】

試験項目	技術基準等
割当周波数又は指定周波数	420 ~ 450MHz 帯の 1 部
チャンネルの数又は間隔	(1) 480 12.5kHz (2) 234 25kHz (3) 54 100kHz (4) 12
周波数の偏差 (×10 ⁻⁶)	(1)(0BW 4 ~ 8.5) 4 (0BW 4 以下) 10 (2)(0BW 12 ~ 16) 4 (0BW 12 以下) 10 (3), (4) 20
占有周波数帯幅	(1) 8.5kHz 以下 (2) 16kHz 以下 (3) 64kHz 以下 (4) 320kHz 以下
スプリアス発射の強度	1W 超 : - 1W 以下 : 2.5µW
空中線電力の偏差	(1) ~ (3) 指定値 : 1mW 以下 偏差 : +20% -50% (4) 指定値 : 10mW 以下 偏差 : +20% -50%
隣接チャンネル又は帯域外漏洩電力	(1) 間隔 12.5kHz B8.5kHz -40dB 以下 (2) 間隔 25kHz B16kHz -40dB (3) 間隔 100kHz B64kHz -40dB (4) 間隔 500kHz B320kHz -40dB
送受信装置以外のその他の装置	混信防止機能
その他	変調条件 (1) FM-FM 方式 最高変調周波数で 70%変調の 10dB 増、サブキャリアが 2 以上の場合最高周波数のサブキャリアのみを変調 (2) PWM-FM 方式 最高変調周波数で 70%変調の 10dB 増、入力端子が 2 以上の場合基準入力電圧のダイナミックレンジが最大の端子にのみ変調 (3) デジタル方式 装置と同一の伝送速度の標準符号化試験信号(511 ビット)で変調